

よくあるご質問 ～ 2025 年度 助成事業 募集要項 ～

質問① 助成対象となる具体的な事業・活動は何ですか

回答① 日本の伝統芸能に関わる事業・活動であれば問いません

あくまで一例ですが、日本伝統芸能の公演や発表会の開催に関わる費用はもちろん、演者として表舞台にたつ方に限らず、裏方として日本伝統芸能を支える邦楽器の製作や舞台に必要な衣裳や小道具等の制作技術者、その原料となるものの生産者も対象です。

また、後継者を育てるための費用、後継者になるために学びでかかる費用、後世に残すための記録・や制作物にかかる費用等、日本の伝統芸能に関わる事業・活動であれば、広く対象としています。

今まで助成金を交付した団体・個人を紹介しています <http://matsuo.or.jp/category/activity/>

質問② 申請が認められない法人はありますか

回答② ありません

申請対象外とする法人は定めていません。営利法人、非営利法人も問いません。
また、法人に限らず個人で事業・活動を計画している方も申請可能です。

質問③ 事業・活動の場所と期間が決まっていますが申請できますか

回答③ 申請可能です

申請の時点ではまだ会場の予約受付開始前である、などの理由により未決定の場合は、予定している内容とともに、必ず余白に「予定」である旨と「決定する時期」を記入してください。

質問④ 助成金の交付希望金額は、経費全体の何%まで申請できますか？

回答④ 割合に定めはなく上限 100 万円とします

ただし、申請者に相当の利益が生ずると判断する金額の交付はできません。助成する事業・活動が終了後に利益が生じた場合は、交付した助成金の全額もしくは一部を返納していただく場合があります。

質問⑤ 申請書類 様式第3号 収支予算書 の助成金使途で認められないものはありますか？

回答⑤ あります

- ・ 申請団体に所属する人、または申請者本人に支払われる出演料や報酬をはじめとする人件費や各種手当は対象外とします。なお、これ以外であっても社会通念上、賄うことがふさわしくない経費は認められません。
- ・ 助成対象となった事業・活動が終了したのち報告書の提出が必須となります。その際、助成金使途分の領収書もしくは、支払い完了が確認できる書類（例 銀行振込明細書）もあわせて提出していただきます。これらの提出ができない経費も認められません。

質問⑥ 申請中（もしくは申請予定）の補助金や助成金 等は、申請書類 様式第3号 収支予算書の収入に記入する必要はありますか？

回答⑥ 予定しているものは全て記入してください

民間の助成団体、地方公共団体や省庁の助成金や補助金、国の委託費 等の受給が未決定の場合でも、申請中もしくは申請予定であるものは記入してください。各企業や個人からの協賛金、寄附金も同様です。申請時の書類にこれらの記入がされていないことが後日判明した場合は、収支予算書に変更が生じたと判断し、本助成金の交付決定後であっても再提出していただき、場合によっては再審議となります。

質問⑦ 助成を受けたい事業・活動は初めての計画ため、申請書類 様式第4号 過去の事業運営資金について記載できることがありません。この場合も提出は必要ですか？

回答⑦ 提出は必須です

「なし」と記載し提出してください。
なお、団体、個人問わず、初めての計画であっても別の内容で活動実績がある場合は、過去の運営資金源と運営資金として受けた制度を記入してください。

質問⑧ 助成を受けたい事業・活動は初めての計画で、提出できる過去の実績資料がありません。

回答⑧ 申請者の今までの活動や経歴が分かる資料を提出してください。